

京都市告示第615号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年3月8日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
山科上花山経 25号線	山科区上花山坂尻106番地の17地先内	旧	メートル 29.80	メートル 5.00 ~ 13.60
		新	4.50	12.35 ~ 16.50
山科上花山緯 25号線	山科区上花山久保町21番地の5地先から 同区上花山坂尻106番地の5地先まで	旧	23.70	0.90
		新	23.70	2.85 ~ 5.51

(建設局土木管理部道路明示課)